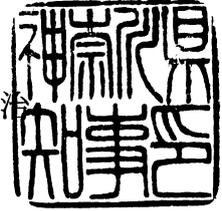


水 第 3 2 9 2 号
令 和 7 年 3 月 18 日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における神奈川県知事
管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙の
とおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。



するめいかに関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県するめいか漁業	現行水準

ぶりに関する令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 7 月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 ぶり

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県ぶり漁業	101,000 トンの内数

6 水管第 3388 号
令和 7 年 2 月 17 日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.16%	50 トン未満
ぶり	101,000 トンの内数	—	